

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

平成30年1月24日

公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、教育委員会関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

平成29年度においては、各地区における有識者との懇談会を平成29年10月及び11月に別紙1のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見の概要は以下のとおりです（その他の意見は別紙2のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ ビックデータやAIの活用が企業の競争力に格差をつけていくものと思う。1社がそのノウハウを独占することのないように規制・監督をしてほしい。また、公正で自由なデータ市場の創造・活性化に向けて関係機関と連携して取り組んでほしい。（京都市）
- ・ 企業が保有するビッグデータは、物、役務及び知的財産権とは異なる新しい分野になると考えられるので、その保有、管理について公正取引委員会がどのように対応していくのかを示してもらいたい。（高知市）
- ・ 震災復興に係る談合は厳しく取り締まらなければならないが、復興を急ぐため、発注者にはスピーディな入札システムを検討するなど緊急時の対応策も必要となる。公正取引委員会は、迅速な復興を支援するため、事件審査で得られた情報を発注者に提供してはどうか。（福島市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- 人口の減少等を背景に、様々な業界で、経営統合によって強い経営基盤を作ることを目的に業界再編が行われることが考えられるが、そのような経営統合によって中小企業が不利益を受けることのないよう、十分な審査を行ってほしい。（長岡市）
- 不当廉売として違反となる基準が消費者にとって分かりにくいと思う。また、不当廉売の規制は、行き過ぎると安い価格が出てこなくなり、消費者に逆に不利益となる。（静岡市）

2 下請法の運用

- 中小企業は親事業者から濫用行為を受けやすいが、取引の立場上、なかなか言い出せないでいる。今後、消費税増税等で下請事業者には様々な影響が予想されることから、通報者の保護、下請法の遵守を徹底してほしい。（長岡市）
- 申告を行った下請事業者が不利益を受けることがないように、公正取引委員会が処分を行った後、そのような行為が行われていないか継続的にチェックすべきである。（福島市）
- 下請事業者の長時間労働につながるような納期の短縮化など働き方改革と逆行するような商慣行も多い。大企業の働き方改革のしわ寄せが下請事業者に来ているように思われる。下請代金に関するものだけでなく、多面的な調査をお願いしたい。（鹿児島市）

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- 消費税を正しく転嫁できない取引関係がまだ存在する。公正取引委員会には、事業者がより相談しやすい体制を作っていただきたい。（広島市）
- 平成31年10月の消費税率10%への引上げの際には、消費税の転嫁が適正に行われるよう、事前の広報活動にしっかり取り組んでいただきたい。（高知市）
- 最近、大手運送事業者の値上げの報道を受け、ようやく消費税率引上げ分の転嫁を認めてもらえることとなった。業界全体として消費税増税分の転嫁が適正に行われたい風潮が運送業界にはあるので、監視などの強化に努めてほしい。（高知市）

4 広報・広聴活動

- 公正取引委員会や独占禁止法に対する馴染みがないという人も多く、相談するための身近な窓口があると良いと思う。消費生活センターのように各拠点に相談所を設置したり、一般的な相談を受け付ける窓口としてフリ

一ダイヤルのようなものを導入して、より相談しやすい体制を構築してはどうか。（長岡市）

- ビッグデータのようなデータの囲い込みや、芸能人やスポーツ選手に関係する有識者検討会のような一般国民にも身近に考えられる内容を報道発表していただければ、報道機関としても、公正取引委員会を自由な競争環境を守る身近な存在として社会に伝えることができる。（京都市）
- 独占禁止法教室を毎年開催したとしても、特定の大学の一部の学生しか受講しないので、どうしても一時的、限定的な効果となる。大学生などへの教育・広報として、より効果的な他の方法を考えてもよいのではないか。（福島市）
- 中学校の社会科教師も、市場経済や競争の意義を余り深く理解できていないことが多い。そこで、独占禁止法についての教師向け説明資料を用意するなど、教師側の理解を深めることも重要である。（旭川市）

5 独占禁止法改正

- 確約制度を運用することとなった場合であっても、法の運用の透明性を確保するため、それがどのような事件であって、なぜ確約で処理することになったのかを明らかにするよう情報公開を徹底してほしい。（長岡市）
- 課徴金制度に「裁量性を持たせる」というと、公正取引委員会がさじ加減を有しているようにも受け止められる可能性があるので、誤解を生じさせないよう説明を工夫すべきである。（広島市）

以上

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員
旭川市	10月27日	三村 晶子 委員
福島市	11月10日	小島 吉晴 委員
長岡市	10月24日	小島 吉晴 委員
静岡市	11月 9日	青木 玲子 委員
京都市	11月 9日	三村 晶子 委員
広島市	10月25日	青木 玲子 委員
高知市	11月10日	山本 和史 委員
鹿児島市	10月24日	山本 和史 委員

第1 北海道地区（旭川市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 減額，買ったとき，優越的地位の濫用に当たる行為など，表に出てきていない違反行為が存在しているようである。公正取引委員会には，このような情報の収集及び的確な法執行を行ってほしい。

2 下請法の運用

- ・ 今後も，下請事業者への支払遅延や代金減額が行われないよう，継続して監視をしていただきたい。また，報道機関等を活用した下請法や独占禁止法の周知徹底もお願いしたい。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 下請事業者は，取引停止や商品価格の減額をおそれて増税分の転嫁を取引先に言い出せないなので，転嫁しやすい環境作りをお願いしたい。

4 広報・広聴活動

- ・ 公正取引委員会の組織や所管法令が事業者には余り理解されていないと思われるので，引き続き，講習会等の広報活動を積極的に行うべきである。
- ・ 中学校の社会科教師も，市場経済や競争の意義を余り深く理解できていないことが多い。そこで，独占禁止法についての教師向け説明資料を用意するなど，教師側の理解を深めることも重要である。
- ・ 地方の小さな事案であっても積極的に公表していただきたい。報道機関としては，その記事を第一報としつつ，それに引き続いて地方版を含めて第二報，第三報と深掘りした報道をすることができる。

第2 東北地区（福島市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 震災復興に係る談合は厳しく取り締まらなければならないが、復興を急ぐため、発注者にはスピーディな入札システムを検討するなど緊急時の対応策も必要となる。公正取引委員会は、発注者側による入札システム構築を支援するため、震災復興に係る事件審査で得られた情報を発注者に提供してはどうか。
- ・ 違反行為の未然防止、競争政策の考え方の国民への普及啓発のため、デジタル関連分野のような新しい分野で公正取引委員会が指針を示すことには良い効果があると思う。

2 下請法の運用

- ・ 普段から、事業者に対し、このようなことをしたら下請法のルールに違反するといったことを説明しておく必要がある。そこで、ルール上疑わしい点について、業界団体と話をする機会を設けてはどうか。
- ・ 申告を行った下請事業者が不利益を受けないよう、公正取引委員会が処分を行った後、そのような行為が行われていないか継続的にチェックすべきである。

3 広報・広聴活動

- ・ 18歳選挙権が導入され、高校では主権者教育に力を入れている。歴史的にみると、独占が起これ、そこからの自由を確保しようとする消費者主権の重要性が認識されたという見方もできる。そこで、独占禁止法教室も主権者教育の一環であると説明できるのではないか。
- ・ 独占禁止法教室を毎年開催したとしても、特定の大学の一部の学生しか受講しないので、どうしても一時的、限定的な効果となる。大学生などへの教育・広報として、より効果的な他の方法を考えてもよいのではないか。
- ・ 公正取引委員会の広報活動はまだ不十分である。他の省庁は、大規模な団体に対してばかりではなく、小さい集まりや女性を中心とした団体などにも、連続して広報活動を行っている。そのような省庁と連携して広報活動を行ってはどうか。

4 その他

- ・ 各自治体の入札監視委員会をもっと機能させるためにも、公正取引委員会の職員が談合事件の実態を話すなど、入札監視委員会の委員に対する研修を行ってはどうか。

第3 関東・甲信越地区（新潟県長岡市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 人口の減少等を背景に、様々な業界で、経営統合によって強い経営基盤を作ることを目的に業界再編が行われることが考えられるが、そのような経営統合によって中小企業が不利益を受けることのないよう、十分な審査を行ってほしい。

2 下請法の運用

- ・ 中小企業は親事業者から濫用行為を受けやすいが、取引の立場上、なかなか言い出せないでいる。今後、消費税増税等で下請事業者には様々な影響が予想されることから、通報者の保護、下請法の遵守を徹底してほしい。
- ・ 新潟県内では、介護、飲食、運送の現場で人手が足りず、深刻な状況である。東京オリンピックを控え、東京中心に会場建設等が多くなり、資材や人員の不足なども予想される。こうした事情も踏まえながら、下請事業者には不利益を与える行為や不正が起きないように監視の目を光らせてほしい。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 今後、消費税が10%に上がることから、消費税の適正な転嫁のために、その周知・啓蒙活動を更に強力に進めてほしい。

4 広報・広聴活動

- ・ 公正取引委員会や独占禁止法に対する馴染みがないという人も多く、相談するための身近な窓口があると良いと思う。消費生活センターのように各拠点に相談所を設置したり、一般的な相談を受け付ける窓口としてフリーダイヤルのようなものを導入して、より相談しやすい体制を構築してはどうか。
- ・ 独占禁止法教室で行っているシミュレーションゲームや模擬立入検査などの体験型の授業は、子供たちが楽しみながら理解を深めることができ、非常に意義がある。ただ、昨年度、全国の中学校で54回開催されているが、全国の子供たちに周知をしていく観点からは回数が少ないのではないか。
- ・ 独占禁止法教室の回数を増やそうにもマンパワーに限界もある。そこで、1時間の授業のうち10分なり15分間で視聴できるDVDを学校に配布して、それを使って授業を組み立ててもらってはどうか。

5 独占禁止法改正

- ・ 確約制度を運用することとなった場合であっても、法の運用の透明性を確保するため、それがどのような事件であって、なぜ確約で処理することになったのかを明らかにするよう情報公開を徹底してほしい。

第4 中部地区（静岡市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- 不当廉売として違反となる基準が消費者にとって分かりにくいと思う。また、不当廉売の規制は、行き過ぎると安い価格が出てこなくなり、消費者に逆に不利益となる。
- 金融機関に限らず、独占的になると最終的に市場に問題が生じるということは理解できる。しかし、地方の現状から考えると、厳しく審査すれば合併できず衰退していく事業者が出てきてしまい、本末転倒となってしまうのではないか。こういった疑問に対して、公正取引委員会はしっかり説明していく必要があるのではないか。

2 下請法の運用

- リコールの費用が下請事業者に転嫁されることがある。このような問題についても監視していただきたい。
- 大企業や中堅企業が社内でワークライフバランスを進めると、そのしわ寄せが中小企業にいくことになる。こういった業種・業者が中小企業にそのようなしわ寄せを押し付けているのかをモニタリングし、下請法上問題となるような行為を行っている企業への対応を強化してほしい。

3 広報・広聴活動

- 公正取引委員会の活動を理解し、それが消費者に力強い味方だと分かった。中部事務所は今年初めて消費生活フェアに出展したとのことであり、こういった活動を是非継続してもらいたい。

第5 近畿地区（京都市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 我が国が自由で公正な市場経済を維持していくためには、競争政策を積極的に展開するための法執行が必要である。公正取引委員会には、競争政策を担う官庁として、弱者を守り、自由競争を促すという確固たる対応をお願いしたい。
- ・ ビックデータやAIの活用が企業の競争力に格差をつけていくものと思う。1社がそのノウハウを独占することのないように規制・監督をしてほしい。また、公正で自由なデータ市場の創造・活性化に向けて関係機関と連携して取り組んでほしい。
- ・ 企業結合審査の基準は時代の変化に合わせて変わってきているかと思う。世界的市場の動向や、業界構造を十分に勘案して審査していただきたい。

2 下請法の運用

- ・ 平成28年12月の下請法運用基準の改定と同時に、公正取引委員会と中小企業庁の連名で「下請代金の支払手段について」という通知が出されたが、これは中小企業にとって非常に力強い内容である。
- ・ 国が働き方改革を進めて、大手企業が働き方改革をして残業を減らしているが、それにより下請事業者への負担が大きくなっているという話を聞く。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税の増税が平成31年10月に予定されていることから、消費税の転嫁がなされているか厳正に監視していただきたい。

4 広報・広聴活動

- ・ ビッグデータのようなデータの囲い込みや、芸能人やスポーツ選手に関係する有識者検討会のような一般国民にも身近に考えられる内容を報道発表していただければ、報道機関としても、公正取引委員会を自由な競争環境を守る身近な存在として社会に伝えることができる。
- ・ 以前は、公正取引委員会は取締りをする怖いところというイメージを持っていたが、独占禁止政策協力委員になって、公正取引委員会は、産業を育てるために公正な取引を考えている機関だと感じるようになった。
- ・ 子供たちの将来を考えると、経済の仕組みや在り方をしっかりと学んでおくことは必要不可欠なことだと思っている。今後も、独占禁止法教室の開催に協力したい。

第6 中国地区（広島市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ eコマースの分野にビッグデータを活用する巨大なプラットフォームが参入すると、革新的なビジネス展開が期待できる一方で、支配的地位に立ち、競争が阻害されることが危惧されるので、この分野の変化を監視し続けていただきたい。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 消費税を正しく転嫁できない取引関係がまだ存在する。公正取引委員会には、事業者がより相談しやすい体制を作っていただきたい。

3 広報・広聴活動

- ・ 公正取引委員会の活動内容は、まだ認知度が低い。テレビ、新聞等の媒体を通じて積極的に周知していくべきである。
- ・ 公正取引委員会から配信されるメルマガには、違反行為の事例等が分かりやすく記載されている。有益な情報源なので、もっと配信対象者を拡大すれば下請取引の改善につながると思う。

4 独占禁止法改正

- ・ 課徴金制度に「裁量性を持たせる」というと、公正取引委員会がさじ加減を有しているようにも受け止められる可能性があるので、誤解を生じさせないよう説明を工夫すべきである。
- ・ 事件関係人の防御権の確保については、欧米と比較しても遜色ない制度になるように取り組んでいただきたい。

第7 四国地区（高知市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- 全業種の約2割超の企業が原材料やエネルギーコストの値上がり分を価格に転嫁できなかったという事例がある。そのように価格に転嫁できない場合、利益を圧縮するほかに、人件費、設備投資及び仕入価格を抑制して対応することになる。このようなことが日本経済全体に広がらないよう、原材料やエネルギーコストの価格転嫁が適正に行われるよう対応していただきたい。
- 企業が保有するビッグデータは、物、役務及び知的財産権とは異なる新しい分野になると考えられるので、その保有、管理について公正取引委員会がどのように対応していくのかを示してもらいたい。

2 下請法の運用

- 下請事業者は、その後の親事業者との取引への影響を考えると、どうしても積極的に申告しようという意識にならない。下請事業者が安心して申告できるような環境を整えてもらいたい。
- 資本金だけでなく、売上高などを踏まえて区分したほうが実際の取引に即した親事業者・下請事業者の関係になるのではないか。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- 平成31年10月の消費税率10%への引上げの際には、消費税の転嫁が適正に行われるよう、事前の広報活動にしっかり取り組んでいただきたい。
- 最近、大手運送事業者の値上げの報道を受け、ようやく消費税率引上げ分の転嫁を認めてもらえることとなった。運送業界においては、業界全体として消費税増税分の転嫁が適正に行われない風潮があるので、監視など取引改善の強化に努めてほしい。

4 広報・広聴活動

- どのような目的で独占禁止法等が制定され、また、独占禁止法等を遵守することにより、一般消費者の暮らし、企業の活動、日本経済全体にどのような影響があるかを全面的に発信していただきたい。
- 事業者団体への周知活動だけでなく、事業者団体に加入していない個人事業者等に対する周知啓発活動も行ってもらいたい。

第8 九州地区（鹿児島市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- 諸外国でも競争法の導入が進んでいるが、国益が大事であり、国内の事業者が不利にならないよう配慮していただきたい。国によっては、自国の産物を非常に大事にし、それが世界的な競争力となっている。海外との競争に負け、日本の商品が売れないようであれば、豊かな社会の実現とはいえない。そのようなグローバルな視点で独占禁止法の運用をお願いしたい。
- 国際競争力の強化を大義名分として、国内では経営統合が進み、国内市場が寡占化してきている。グローバルマーケットの中で、世界の巨大資本に国益が害されないよう、国益を優先して独占禁止法を弾力的に運用していく必要があるが、国内市場の寡占化による弊害についても、監督官庁とも連携しながら適切に対処していただきたい。

2 下請法の運用

- 地方は中小企業が非常に多く、下請けいじめが横行しており、下請事業者が泣き寝入りせざるを得ない状況が続いている。違反行為を発掘し、下請事業者に泣き寝入りさせないという強い姿勢で取り組んでいただきたい。
- 下請事業者の長時間労働につながるような納期の短縮化など働き方改革と逆行するような商慣行も多い。大企業の働き方改革のしわ寄せが下請事業者に来ているように思われる。下請代金に関するものだけでなく、多面的な調査をお願いしたい。

3 その他

- 電力・ガスの小売業への参入全面自由化がスタートし、電力・ガス事業者は、より安価で、より優れたサービスの提供に努めるようになった。新規参入がない地方都市でも、需要者が価格比較サイトに掲載される他都市の価格を元に値下げを求める動きもみられる。他のエネルギーの販売や他の事業分野への進出などアクティブな事業展開を図っている事業者もある。